受理年月日 令和6年8月29日

陳 情 者

付託する委員会 建設環境委員会

## 陳情趣旨

廃棄物処理手数料減免制度で支給されるゴミ袋の大きさを選べるようにしてほしい。

## 陳情理由

- 1 東大和市では家庭ごみについて、廃棄物処理手数料を徴収し、市長の定める規則によってその手数料を減免できる旨を定めている。(東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第48条、第50条)また、減免の方法に関しては該当者に指定収集袋を交付すると定めている。(同条例第49条の2)
- 2 上記実施のため「東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則」を定め、第37条で減免対象者を定め、備考の2で「1人世帯にあっては家庭廃棄物指定収集袋小100枚、2人から4人までの世帯にあっては家庭廃棄物指定収集袋大100枚に相当する額を限度とした免除をいう。」と定めている。また備考の4では「この表の適用による手数料の免除を受けた者は、条例第49条の2第1項の規定により交付される家庭廃棄物指定収集袋の内容を変更することはできない。ただし、交付されることとなる家庭廃棄物指定収集袋について、容量の小さい種別へ変更する場合又は枚数を減らす場合については、この限りでない。」と定めている。
- 3 東大和市では廃棄物指定収集袋として5リットル100円/10枚、10リットル800円/10枚の大きさと価格が定められている。同制度により現物支給される袋は世帯の人数によって大きさが決められ、一人世帯では10リットル、2~4人世帯では20リットル、5人以上の世帯では40リットルの袋が100枚支給される。
- 4 これに対し陳情者の世帯では20リットル100枚の支給に該当するが、実生活では通常40リットルの袋を使っていたため、減免額が変わらないように40 リットル50枚の支給に変更できないか担当課に問い合わせたところ「現状では

規則上変更はできないし、規則制定の権限は市長にあるがゴミの排出量を増やさないためにも容量の大きな袋を支給できるように変更する予定はない」との回答を得た。

- 5 同条例の施行規則の備考2では「相当する額を限度とした免除」としているの に免除の額が変わらない上記の変更の要請を断る根拠となる備考4の記述が矛盾 している。次いでゴミ袋の容量に応じてゴミの排出量を決めるということは現実 的に考えにくく、実生活で使用している袋より小さいゴミ袋を支給したところで、 その家庭から排出されるごみの量は変わらない。
- 6 以上のことから同施行規則の備考4を修正し、備考2に記載の「相当する額」 を超えない範囲で、実生活に即した家庭廃棄物指定収集袋の大きさが選択できる ように変更を求めます。